

令和3年度第3回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時等

開催日時 令和3年7月29日（木）9時32分～10時37分
開催場所 あわぎんホール5階会議室6

2 出席者

(公益委員)関口委員 段野委員 佐野委員 撫養委員 端村委員
(労側委員)川口委員 山本委員 三木委員 賀川委員 恵島委員
(使側委員)平島委員 中村委員 天野委員 小林委員 藍原委員

3 議題

- (1) 目安答申伝達
- (2) 賃金改定状況調査及び最低賃金に関する基礎調査の結果説明
- (3) 徳島県最低賃金改定の審議
- (4) 徳島県最低賃金改正決定諮問についての意見聴取
- (5) その他

4 議事

関口会長

みなさん、おはようございます。お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。ありがとうございます。

それでは、本年度第3回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。

議事に入る前に事務局より報告事項があるとのことですが、事務局より説明をお願いします。

伊藤局長

おはようございます。労働局の伊藤でございます。大変お忙しい中、委員の皆様にはお集まりいただきありがとうございます。

会議に先立ちまして、私から1点、皆様にご報告しなければならない事項がございます。既に新聞記事等でご承知かと存じますが、7月1日の中央最低賃金審議会の第2回目安小委員会におきまして厚生労働省が提出しました、賃金改定状況調査結果に集計誤りがございました。その集計誤りは今年度のみではなく、昨年度も同様の誤りがあり、令和2年度と令和3

年度の賃金上昇率を訂正することとなりました。

詳細につきましてはこの後、事務局より説明いたしますけれども、審議の重要な資料について、あつてはならないミスを生じたものであり、審議会委員の皆様にご迷惑をおかけしましたことにつきまして、事務局を代表しましてお詫び申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

事務局（室長）

賃金室長の天満でございます。先ほど局長から話がありましたように、厚生労働省が中央最低賃金審議会の審議資料として提出しました「賃金改定状況調査結果」に集計誤りがありました。最低賃金の審議に関わる重要な調査統計における誤りについては、あつてはならないことであり深くお詫び申し上げます。誤りの原因につきましては、第3回目安小委員会資料の最終ページに記載されておりますとおり、従前、令和元年までは「その他のサービス業」として集計しておりました業種について、令和2年調査より3つに区分し集計するよう変更した際に、サンプル労働者数を調査対象業種に所属する全労働者数（母集団労働者数）に復元するための集計プログラムを、一部の業種で別の業種の母集団労働者数を用いるという誤った改修を行ったものです。令和3年でも同じプログラムを使用したことから令和3年調査の集計でも誤りが生じたものでございます。結果として、令和2年と令和3年の第4表の賃金上昇率を訂正することとなりました。

7月7日の第3回目安小委員会におきまして、本省局長からの謝罪と担当者からの経緯等について説明がされ、労使委員から様々なご意見等をいただきました。

労使各側の発言の後、小委員会会長から「間違っていたのは問題ですが、議論が大幅に歪められたということは起こっていないと思います。」と発言され結論づけされました。

本省において再発防止策が示され今後徹底しますとのことですが、この度はご迷惑をおかけしまして申し訳ございませんでした。

関口会長

賃金改定状況調査の集計誤りにつきましては、目安小委員会において、「集計誤りにより議論が大幅に歪められたことはない。」と結論されております。地方におきましても集計誤りにより結論が変えられたとまでは言えないと思いますが、全く影響が無かったと言うと疑問に感じます。

特に賃金改定状況調査につきましては、2年前にも集計ミスがあり今回また

集計ミスが発生しており大変残念に思います。今後は、お示しいただいており
ます再発防止策に基づき着実に実施していただきますようお願いいたします。

事務局一同

申し訳ございませんでした。

関口会長

それでは、本年度第3回徳島地方最低賃金審議会を進めてまいりたいと
思います。事務局は、本日の委員の出席状況を報告してください。

事務局（室長）

本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、審議会全委員の3分の
2の10名、又は各側委員の3分の1の各2名以上の出席で成立することとなっ
ております。本日は、15名の委員にご出席いただいております、本審議会は有効に
成立しております。

また、本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき、
公開しており、3名から傍聴の申し込みを受け、3名の方が傍聴されておしま
す。その他、マスコミの方も入っております。

以上、併せて、ご報告いたします。

関口会長

まず、最初に、議事録の署名人を指名させていただきます。

議事録署名人は、私と、労側は川口委員、使側は平島委員をお願いした
いと存じます。

それでは、議事に入ります。

本日の審議会は、お手元の次第により進めさせていただきます。

まず、次第1の「令和3年度中央最低賃金審議会の目安答申」について事務
局から説明をお願いします。

事務局（室長）

7月16日、中央最低賃金審議会会長から、厚生労働大臣あてに、答申されま
した「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について」、ご報告いたします。

別途配付資料をご覧ください。

答申は、答申本文に、別添1として公益委員見解、別添2として小委員会報
告が添付されたものとなっております。

答申の内容は、

1として、「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。」

2として、「地方最低賃金審議会における審議に資するため、別添1公益委員見解と別添2小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとする。」

3として、「地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待する。」

4として、「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な緩和・拡充を早急に行うことを政府に強く要望する。」

5として、「行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって委託先の最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。」

以上となっております。

別紙1が本年度の目安に関する公益委員見解となっております。

本年度の目安の部分について、読み上げさせていただきます。

「令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安については、次の表に掲げる金額として、A～Dランクすべて28円」とされました。

この公益見解を取りまとめるに当たっては、2の(1)の①～⑦等、様々な要素を総合的に勘案して検討されたとなっております。

その次の(2)において、生活保護水準と最低賃金との比較では、引き続き乖離が生じていないことが確認されたとのことであり、当県を含め生活保護水準を下回る都道府県はなかったということになります。

(3)として、「最低賃金引上げが及ぼす影響については、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。」とされています。

次に、別添2の小委員会報告は、2に、労働者側見解が、3に、使用者側見解が示されています。

結果といたしまして、4に「意見の不一致」とありますように、目安小委員会としては「これらの意見を踏まえ目安をとりまとめるべく務めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに

至らなかった。」となりました。

このため、公益委員としては、5にありますとおり、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案して公益委員見解を取りまとめ、その取扱いとして、「地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。なお、使用者側委員は、下記1の公益委員見解（全国一律28円という目安額）を地方最低賃金審議会に示すように総会に報告することは適当でないとの意見を表明した。併せて、地方最低賃金審議会の自主性の発揮及び審議の際の留意点に関し併せて総会に報告すること。」とされました。

さらに答申文の記の4及び5の事項を要望事項として記されたものがあります。

本年度の目安答申に関する説明につきましては、以上です。

関口会長

ただ今、本年度の目安答申に関する説明がありましたが、これについてご意見やご質問などがございましたらお願いします。

労・使の皆様いかがでしょうか。

では平島委員をお願いします。

平島委員

まず、目安答申を受けての感想ですが、徳島の企業につきましては後ほど専門部会でデータをもとにご説明させていただきます。中賃の目安、全国一律の28円、目安制度の開始以来最高の引き上げ額となっております。使用者側から言えば事業者の実態や痛みをまったく無視したものであって、到底受け入れられるものではありません。我々としましては去年大変厳しかったのですが、今年は昨年以上に厳しいと認識しております。そういうときになぜ引き上げるのか、引き上げるにしてもなぜこの幅なのか、まったく理解できないというところではあります。それより、個人的にですが、新聞等の内容が本当であれば、この制度が国の政策の一つであるということを前提に考えても、今回の中賃の決定過程において政府の主導があまりにも露骨すぎ、この最賃制度自体をゆがめているのではないかという気さえします。許し難いです。こうした目安であれば、これを無視して徳島の実状に合わせて審議していくべきと考えています。

関口会長

ありがとうございました。労側はどうですか。

川口委員

目安が出されたタイミングで言いますと、正直なところ私もびっくりしたところでした。労側の主張でありますとおり、厳しい中で頑張っている労働者がいるということと、この段階でコロナの状態が変わってきたという状況を踏まえて、本来70円だったものから40円に下げ、交渉が中止にならない程度で28円が示されたということです。私たちはこの公益見解を受け入れた状態で今後の交渉に臨んでいこうと考えています。以上です。

関口会長

ありがとうございました。

平島委員

今回は時間の都合があると思いますので、この場でお答えいただけないと思いますが、中央審議会の公益委員の方々がこういう結論を出されて、こういう理由で28円になりましたとおっしゃっていますが、我々としてはほとんどが理解できない内容でございますので、もう一度専門部会で、公益委員として、この7つの項目でこうだからこうなったというご認識、ご理解をお教え願いたいです。

関口会長

ありがとうございました。

続きまして、次第2の「賃金改定状況調査及び最低賃金に関する基礎調査の結果説明」に移ります。事務局から説明をお願いします。

事務局（室長）

中央最低賃金審議会の資料として配付された、今年の「賃金改定状況調査結果」について説明させていただきます。

別途配付資料の「第2回目安に関する小委員会配付資料」の資料No. 1 令和3年賃金改定状況調査結果をご覧ください。

この調査は、1頁の「2調査産業」にあります7つの産業を対象として、「3調査事業所」のとおり、全国で事業場規模30人未満の15,641事業所に調査を実施した結果となっております。この調査は「5調査事項」の各項目について回答をいただいております。去年と今年の6月分賃金の改定状況等

を調査しております。(徳島の対象は119事業所、徳島の回答事業所は不明)

3頁の第1表は、今年の賃金改定実施状況の事業所割合となっています。

上の表の左端「産業計」の下の欄の「計」をご覧くださいと、今年1月から6月に賃金を上げた事業所は36.3%で、その下にある令和2年の41.2%と比較すると4.9ポイント減少しています。

賃金を引下げた事業所は1.5%と、昨年と同じとなっています。

賃金を改定しない事業所は48.8%と、昨年の42.1%から6.7ポイント増加しています。

7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所は13.5%と、昨年の15.1%から1.6ポイント減少しています。

以上の項目につきまして、徳島県が入っているCランクの欄を見ますと、引上げ実施が37.7% (昨年43.4%)、引下げ実施が2.4% (昨年1.4%)、改定しないが45.0% (昨年42.1%)、7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所は14.8% (昨年13.1%) となっています。

続きまして、6頁、7頁をご覧ください。昨年と今年の6月の賃金の上昇率を示す第4表となっております。6頁の第4表①が男女別で7頁の第4表②が一般パート別となっております。

まず6頁をご覧ください。表の左欄の「産業計」、「男女計」の欄の「計」のところをご覧ください。

1時間当たりの賃金額は、昨年6月が1,349円、今年6月が1,354円で、金額で5円、率にして0.4%の上昇となっています。

徳島県が入っていますCランクを見ると、昨年在が1,276円、今年が1,282円で、金額で6円、率にして0.5%の上昇となっています。

昨年は1.3%でしたので0.8ポイントの減少となっています。

全国計が1.2%ですので、Cランクの上昇率が0.1ポイント高くなっております。

次に7頁の第4表②をご覧ください。

左端の中ほど、「産業計」の「一般」の欄の「計」を見ていただきますと、時間当たりの賃金額は、昨年在が1,553円、今年が1,561円と、金額で8円、率にして0.5%の上昇となっています。

徳島県が入っているCランクの欄を見ますと、昨年在が1,474円、今年が1,480円と、金額で6円、率にして0.4%の上昇となっています。昨年の0.9%より0.5ポイントの減少となっています。

一番下のパートの計の欄を見ますと、時間当たりの賃金額は、昨年在が1,069円、今年が1,071円と金額で2円、率にして0.2%の上昇となっていま

す。

徳島県が入っているCランクの欄を見ますと、昨年は988円、今年は992円と金額で4円、0.4%の上昇となっており、昨年の2.1%より1.7ポイントの減少となっています。

以上が今年の改定状況調査結果の説明とさせていただきます。

事務局（指導官）

賃金室の森でございます。

「最低賃金に関する基礎調査」についてご説明します。

9頁の資料No. 5をご覧ください。

ではまず、「最低賃金に関する基礎調査」の概要についてご説明します。

1枚めくって、10頁をご覧ください。

調査の目的ですが、本調査は、徳島地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資するため、徳島県内の労働者の賃金の実態を把握することを目的として、毎年実施しているものでございます。

調査地域は徳島県全域、対象事業所の産業は、(3)に記載している産業となっておりまして、対象事業所の規模につきましては、上2つの製造業と情報通信業のうち新聞業及び出版業については100人未満、その他の産業は30人未満の事業所を対象としております。

令和3年の地域別最低賃金の調査対象事業所は1,459件で、選定については、事業所母集団データベースを母集団とし、産業別、事業所規模別に無作為に抽出しております。有効回答として集計の対象としたのは752事業所分です。

調査事項は(5)のとおりですが、賃金については、令和3年6月分の所定内賃金、つまり、満稼働した場合に支払われる見込の基本給及び諸手当等を調査しております。

調査結果として使用する時間額については、最低賃金の算定の基礎から除外される、精皆勤手当、通勤手当、家族手当を除いた額を算定基礎とし、月給の方は、月額を月の所定労働時間で割る、日給の方は1日の所定労働時間で割って時給換算しております。

以上が基礎調査の概要です。

次に、結果についてご説明いたします。

9頁にお戻りいただいて、下の集計概要をご覧ください。まず未満率ですが、未満率というのは、現在の最低賃金額である796円に達していない、つまり795円以下の労働者の割合ということになりまして、全体としては

1.18%、パートのみでは0.43%となっています。

1月当たりの平均賃金額は、全体で180,495円、昨年が169,833円でしたので、10,662円アップ、時間当たりの平均賃金額は全体で1,287円、昨年が1,220円でしたので、昨年より67円アップとなっています。

次に11頁をご覧ください。こちらは、平成24年以降の本調査における未満率の推移となっています。

続いて、12頁は影響率です。影響率は、最低賃金を改正した場合に、改正後の最低賃金額を下回る労働者の割合でございます。これから金額審議をしていただき、最低賃金が改正された場合に、その改定後の最低賃金を下回る労働者の割合が影響率ということになります。

これについては、13頁のA3の表をご覧ください。

このA3の表が賃金分布表で、13頁と15頁が全ての就業形態、17頁と19頁がパートのみとなっています。総括表(1)が規模別・年齢別、総括表(2)が男女別・年齢別の賃金分布表です。

13頁の表で、先ほど示された目安をもとに影響率の見方をご説明しますと、仮に目安どおりの改定がされたとすると、最低賃金額は824円になりますが、その場合の影響率は、一つ下の階層の823円のところを見ますので、影響率は11.71%ということになります。

同じくこの表の、一番下の欄に、各分位数というものを記載しております。この分位数というのは、賃金を低いほうから高いほうに並べて20等分、10等分、4等分のように等分したときに、その最初の境界に位置する数字でございます。

つまり、「第1・20分位数」は、低い額から20分の1、つまり低いほうから5%に当たる金額を示しており、「第1・20分位数」は低いほうから10%、「第1・4分位数」は低いほうから25%に当たる金額、「中位数」は50%の金額ということになります。

「四分位偏差係数」は分布の広がり具合を示す指標の一つで、この値が大きいほどデータのばらつきが大きいこととなります。

調査結果に関する説明は以上です。

関口会長

ただ今の説明に関して、何かご意見やご質問はございませんか。

平島委員

ちょっと教えていただきたいことがございまして。森さんの説明の9頁、こ

ここに未満率、今年796円ですけれど。最賃というのはこれを守らなければならないということになってはいますが、現実には守られていない。国としてはどういう方法で対処しているのか。すみません、教えていただきたい。

事務局（室長）

毎年、最低賃金に対する監督といいますか、指導をやっております。未満率の高い業種に絞って指導をしております。

平島委員

指導だけではどうか。逆にいいますと上げなくても指導だけで終わっちゃうと。

事務局（部長）

基準部長の松原でございます。今の件について少し補足させていただきますと、まず監督部門において、最低賃金に到達していない事業場を把握した場合には、第一に指導を実施します。それで改善されればそこで終了しますが、解消されない場合は再度指導、それでも解消されない場合は悪質ということで、監督権限を行使して法的処置ということになりますが、始めから行政的な行使ではなく、事業主さんの自主的改善という監督を実施しております。

平島委員

時間を取らせて申し訳ありませんでした。ありがとうございました。

関口会長

続きまして、次第3「徳島県最低賃金改定の審議」に移ります。

徳島県最低賃金の改定につきましては、中賃の目安答申や本年度の最低賃金に関する調査結果等を参考とし、徳島県最低賃金専門部会において集中的に審議を行うことにしたいと思います。

なお、専門部会については、6月21日のあり方検討小委員会におきまして、専門部会の公開についての運営規定改正案と併せて協議し、第2回本審の「あり方検討小委員会報告」で確認をいただいておりますとおり、個別の統計情報や企業情報などを含めた固有の資料に基づく審議となる場合があること、部会委員の率直な意見陳述の阻害とならないための配慮、意思決定の中立性の確保、今年度につきましては新型コロナウイルス感染防止を考慮すると人数を増やすことは望ましくないとの観点から、非公開とさせていただきたいと考えており

ますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、専門部会の日程について事務局から説明をお願いします。

事務局（室長）

日程についてご説明いたします。資料番号3をご覧ください。

本日は、この第3回本審終了後に当会場で第1回徳島県最低賃金専門部会を開催いたします。

第2回専門部会は8月2日（月曜日）午後1時30分から徳島労働局4階会議室、第3回専門部会は8月5日（木曜日）午後1時30分からザ・グランドパレスにおいて開催を予定しています。

この8月5日（水曜日）までの3回の専門部会において全会一致に至らない場合には、採決により部会報告を作成し同日の本審において最終の審議を行うこととするか、予備日に審議を継続するかどうかも併せてご検討いただくこととなります。

審議を継続するとなった場合には、第4回専門部会を予備日としています8月6日（金曜日）、午後3時から、第4回本審を同日午後4時からいずれもあわぎんホールで開催することとなります。各委員の皆様におかれましては、日程の確保をお願いいたします。

8月5日に答申がなされた場合、異議の申出期間の最終日は8月20日となります。

この場合、異議審と特定最賃必要性審議答申を併せて第4回本審を開催する予定ですので、特定最賃必要性審議のための第1回特定最賃合同専門部会を8月23日（月曜日）、午前9時30分からザ・グランドパレスで開催し、合同部会終了後、午前11時から第5回本審を同じくザ・グランドパレスで開催する予定です。

予備日の8月6日に結審となった場合は、今ご説明した8月23日に予定している審議を1日後ろにスライドさせ8月24日（火曜日）に行うこととなります。

以上です。

関口会長

ありがとうございました。

ただ今説明のあった審議日程に関して何かご意見等はございますか。

この後専門部会を開催する予定ですので、時間的に限られますが、専門部会委員以外の委員の方からご意見がございましたらお願いしたいと思います。

三木委員

お疲れ様です。私からは昨年に続き女性の立場から発言をさせていただきます。

政府が先月6月11日に閣議決定いたしました2021年版の男女共同参画白書におきましてコロナ禍で顕在化した雇用の中でもサービス業を中心に女性の非正規労働者が特に深刻な打撃を受けたと主張されており、ひとり親世帯の貧困等も可視化されました。先ほど事務局より説明がありました、第4表のCランクの産業別賃金を見ましても、400円あまりの開きが見られました。コロナ禍である今、最も打撃を受けているのは、低賃金で働く人だと思います。パート労働者の方がその中でも多数を占めていると言われていています。子育てのためにやむなく非正規の道を選んだ女性が多きことも現実です。コロナ禍で経営者の皆さまも大変苦しい状況であることは十分理解しておりますが、目安どおりに改定されましても年収200万円に満たないワーキングプアでございます。助成金等の拡張を求めながら、時間額で働く方々が残業をしなくても賃金が保障されるためにも、まずは最低賃金の引き上げがもっとも重要だと思います。私どもに寄せられる、最低賃金でしか働けないという声がたくさんあるということ、どうか忘れないでほしいと強く思います。

以上です。

恵島委員

私からはエッセンシャルワーカー、それからいわゆるパートタイム労働者の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

昨年から引き続いてのコロナ禍で、社会機能を維持してきた医療や介護、スーパー等で働く方々の努力に、今年はぜひ報いていただければということ、最低賃金を目安通り、またはそれ以上に引き上げていただくべきだと考えております。特に昨年、緊急事態宣言が発令されてから今日まで感染リスクに晒されつつ数ある客からの行き過ぎたクレームは昨年以上に増えていると聞いております。ここで議論するには時間がありませんが、私のもとには生々しい声が増えております。現場の実態を汲み取っていただいて、審議をしていただけたらと思います。

続きまして、同一労働同一賃金と言われておりますが、それらの検討の必要

性があるのではないかと思います。コロナ禍で経営者の皆様、事業者の皆様が厳しいのは重々承知しておりますが、同一労働同一賃金の流れを、徳島においても入れるべきではないかと思っております。先ほど第4表のなかで賃金の上昇率のご説明がありましたが、徳島県が所属するCランクを見ましても、パートの上昇率が0.4%、令和2年の昨年におきましてはパートの上昇率のほうが高いという実態がございます。昨年は最低賃金の引き上げが低額であったなかでも雇用形態間格差の是正を推し進める、全国的な結果ではないかと考えております。同一労働同一賃金の取り組みが進んでいる表れと言えるのではないのでしょうか。ぜひ徳島におきましても法的、実態面の両面から最低賃金の引き上げを図ることで、三位一体でこの流れを加速させていただければと考えております。

以上です。

関口会長

ありがとうございました。では使側の方からもお願いします。

天野委員

最低賃金の件ですが、目安が28円と出たことに驚いています。

去年からしますと、目安がなかった段階でも労働者の方の意見をお聞きして3円上げさせていただきました。その過程があるなかで今年28円というのは、とても考えられない数字です。コロナの状況の中で、私は製造業ですが、商談ができないということで受注が半分くらい止まっております。それと国は単価とか妥当な加工代というのを指導してくれていますが、現実的には30%から50%の単価の見直し、コスト削減、それに乗っていかないと受注は取れない状態です。去年1年ならなんとか頑張っただけなのに、第3波、第4波、第5波と続いて、その中で28円。中央と四国では全然状況が違います。よく四国の製造業は明石の橋が関所と言われていています。橋代ということで材料費の単価に上乘せになり、勝負できるはずの加工代が勝負できない状態になっています。そういういろいろな条件がある中で、この28円を目指していくというのはとてもしんどいことです。労働者の方も残業時間が減って賃金に跳ね返っていかず、私も自分の従業員の給料をつけながら、これからの生活は大丈夫なのかと思いつつも、雇用の継続が一番だと心に決めてやっています。協力していただくと幸いです。

よろしく申し上げます。

関口会長

ありがとうございました。

藍原委員

藍原です、よろしく申し上げます。今回初めて参加させていただいております。

私の業界は観光業とイベントということで、昨年4月渦の道を運営させていただいておりますが、昨年4月83%減で、今の状況は令和元年の時から30%で推移しております。これは当施設だけではありません。県内全体の観光業における状況です。それが徳島県内の観光の現状です。女性労働者や非正規雇用の方を多く雇われている観光業の中で、本当に明日存続できるかできないかという状況が続いています。当社も観光業やイベント業で思い切り大打撃を受けている業界ですが、ありがたいことにいろいろな自治体の、コロナ関連の仕事を受けることができましたのでなんとかやっております。飲食関連の支援金を給付する事業をさせていただいております。食事券の事業もさせていただいております。その中で聞こえてくるのは、早く振り込んでほしいという声が毎日続いております。非常に逼迫している状況です。さきほど天野委員もおっしゃっていましたが、やはり雇用を守るということを第一にというか、それが一番であるためにいろいろな策を、あの手この手で使っているのが経営者だと思っています。私も昨年75%役員報酬をカットしまして、新入社員より安いお給料で1年間働いております。でもそういった企業が多くなるのが現実ではないでしょうか。前回、企業は誰のものなのでしょうかというお話があったと思います。会社は経営者もそうですが、労働者のもの、私は地域のものだというふうに、別の経営者の勉強会でも勉強させていただいております。観光も含めて産業、企業が存続できなくなるということは、地域自体の力がなくなることにも繋がると思っています。今回目安が28円と出ていますが、阿波踊りも含め、徳島の地域の力が衰退していく中で、28円が徳島県において妥当なのか。当然私たちもアップしていきたいのは山々ですが、今この時期なのかというのは、労働者側の皆様、公益の皆様と真剣に議論をお願いしたいと思っています。

以上です。

関口会長

ありがとうございました。

続いて、次第4の「徳島県最低賃金改正決定諮問についての意見聴取」に移ります。事務局は意見申出の経緯等について説明してください。

事務局（室長）

意見申出の経緯につきまして説明させていただきます。

徳島県最低賃金につきましては、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条の規定に基づき、7月2日に改正決定について諮問し、同日から意見公示をしておりましたところ、7月16日、徳島県労働組合総連合様から意見の申出が行われました。

別途配布資料に、意見書の写しを添付しています。意見の主な内容は、最低賃金の積極的な引き上げを求める意見となっております。

意見の申出にあたって、本審議会での意見陳述の希望があり、陳述者は徳島県労働組合総連合議長の山本正美氏です。

以上です。

関口会長

ただ今、事務局から意見申出の経緯について説明いただいたところですが、申出者から「陳述したい。」との要望があったとのことですので、陳述していただいてよろしいですか。

（異議なし）

それでは、陳述者の山本さんは、10分以内で意見の陳述をお願いいたします。

山本氏

（意見陳述）

関口会長

ありがとうございました。ただ今のご意見について、委員の皆様からご質問等がありましたらお願いします。

ご意見をありがとうございました。

陳述者の山本さんは傍聴席へお戻りください。

事務局より他の方の意見書について紹介してください。

事務局（室長）

徳島県労働組合総連合様以外のご意見の提出はありませんでした。

関口会長

徳島県最低賃金改定の審議に当たりましては、ただ今のご意見も参考としてまいりたいと存じます。

最後の「その他」に移ります。事務局から何かありますか。

事務局（室長）

本日は、このあと午前11時から第1回専門部会を開催いたします。会場は引き続き、この場所となります。

専門部会委員の皆様には、引き続きとなりますがよろしくお願いいたします。

関口会長

本日の審議項目は以上ですが、他にご意見等ございませんでしょうか。他になければ、本日はこれで終了いたします。

（閉 会）